

近世フランスにおける女性相続人

滝澤 聡子

はじめに

近世フランス貴族の人口動態的問題は、社会流動性の問題とともに15・16世紀のフランス貴族の危機意識を探るうえで注目されている¹。この人口動態的問題からみる危機意識とは、当時のフランス貴族が家系の存続に危機感を抱くようになったことをさすものであるが、これは、フランス貴族の間で家督の継承は「長子相続、男子優先、父祖除外」の封建法の3原則を軸に、家系が有する財の立地場所にに基づいた各地の法に則って実践されていたこと、養子制度や庶子への継承は認められていなかったという事実を前提とするものである²。近世という時代もまた宗教戦争に代表されるように戦乱が繰り返された時代であった。つまり従軍が義務付けられていた貴族男性の死亡率が高かったのである。さらに、成人年齢に達する1世帯あたりの子供の数は2人を超えないその時代の幼児死亡率の高さも指摘されてきていることである。つきつめれば、成人した2人の子供が女性だけの場合は1/3の確立でありえたのである。また、馬上試合や決闘など貴族独特の風習が男性の死亡率を押し上げたことも指摘されている。つまり、家系から男性が消えてしまう状態になる条件には事欠かなかったといえよう³。こうした家系存続の危機に貴族はどう対応したのだろうか。そこで注目したいのは、残された娘の存在である。フランスの貴族階級においては、男性が不在となった家系は、女性を包括相続人として認める土壌が整っていた。ただし女性は結婚によって父祖の家系を離れる不安定な存在であったことも事実である。未来永劫に確固たるべき家系が、夫側の家系に飲み込まれる危険性をはらんだ、不安定な性質をもつ女性の手に乗られるようになることを、貴族はどう受け止め、どのように対処したのだろうか。本稿では、家系が女性の手に乗ることとなったとき、貴族は具体的にどのような行動をとって、家系の存続の危機に対応しようとしたのか、まず通常の貴族相続はどのようなものであったかを確認したうえで、改めて女性相続人を生み出した家系の相続を確かめ、考察していく。

1. 貴族家系の相続と結婚

それでは、実際に貴族家系では、どのように相続が行われていたのか、具体例を用いて検証していこう。その際に対象となる家系には、15・16世紀の一般的なフランス貴族である、地方の農村部に暮らし、複数の所領を有する帯剣貴族の家系を選択する。また、風土的な伝統として遺言による相続が可能であることから、相続に家系の意志が如実に反映される南部地方の貴族家系を選ぶ⁴。以上の条件を踏まえて、さらに、ある程度の史料が残る家系の中で、ここでは17世紀半ばの著名な紋章学者であったル・ラブルールが著した家系史書⁵が残るカステルノー一家の例を繙く。また、検証の対象とする期間の設定であるが、15世紀後半に10代目当主となったランスロから13代当主であったエチエンヌまでの4世代、およそ120年間をそれにあてはめる。

代・当主名・配偶者	家名・家紋	所 領	特筆事項
10代ランスロ ×マルグリト・ド・ コアラズ (1479年)	ド・カステルノー＝ラ・ ルベール 家紋は先祖伝来の四分 割紋	カステルノー、ラ・ ルベール等 (年収 2,000エキュ＝6,000 リーヴル)	1508年に遺書： 長男を包括相続人に指 名。次・三男にそれぞ れ2,000リーヴルと共 有領地を譲渡。未婚の 末娘の持参金として 2,000リーヴルを約束
11代アントワーヌ ×カトリーヌ・ド・ バジャック (1511年)	同上	同上	妻の母親はレヴィ家出 身
12代クロード ×アンドレ・ダンタ ン (1558年)	ド・コアラズ、別名カ ステルノー 家紋の変化	カステルノー、ラ・ ルベール、コアラズ、 ヴェラック等	コアラズ家を代襲 (1537年)
13代エチエンヌ ×ジャンヌ・ド・バ ジャック (1597年)	ド・カステルノー・ド・ コアラズ 紋は同上	同上	妻の母親はレヴィ家出 身

カステルノー一家では、対象期間の4代にわたって「男子の長子相続」で家督が受け継がれていることが確認できる。貴族相続の原理でいうなら、父から長男へ受け継がれる財は代々ほぼ不変のはずであるが、こうして世代ごとに確認していくと、やはり変化は起こっている。カステルノー一家の場合では、1537年に12代当主クロードが代襲相続を受けたときであった。代襲相続とは、遺言によって相続人を指定することで、血縁関係の弱いあるいは関係ない人物でも、生物学的に存続の危機に陥った家系を継承できる制度である。クロードの場合は、親族の一人にあたるジャン・ド・コアラズ(クロードの祖母マルグリト・ド・コアラズの男兄弟バルナールの息子)が、1537年

に彼を自身の包括相続人に指名したことで、コアラズ家の相続人となった。ジャンに子がなかったため、コアラズとヴェラックの所領を、すべての動産や土地に付随する権利をも含めてクロードに譲渡するとされたが、それにはある条件が提示されていた。コアラズの名と家紋を使用することが求められたのである。クロードは、遺言に従ってカステルノー家の家紋に変化を加える。ただ、完全にコアラズ家の家紋を使用するのではなく、コアラズ家の紋の一部となっていた、コアラズ家がかつて姻戚関係を結んだ、ヴェラック領の元の所有者でもあったコマンジュ伯家の家紋を、従来のカステルノー家の4分割紋の上に重ねたのである。代襲は、生物学的存続の危機に陥った家系の名や紋を、他者に代わりに相続させることで、その家系を観念的に存続させる性質を持つゆえに、貴族身分に好まれた相続の制度であったことは容易に想像がつく⁶。ただし、代襲によって、もとの家系のアイデンティティが完全に消し去られることを避けようとする家系の意志もここでは確認できるのである。カステルノーの名と紋を完全に消し去れば、生物学的には存続していても、観念的に家系は消滅することとなる。その折り合いをつけるために、名の呼び方と紋の変更に工夫を加えた、貴族の家系意識が垣間見える策をクロードはとったのである。

ところで、代襲相続したことにより、所領が増大したほかにカステルノー家にもたらされた所領は、検証したこの4代の中では確認されていない。確かに、結婚で妻は持参金を持ってくる。ただし、それは次世代の娘たちへの持参金にあてられることが、この時代の貴族の風習であった。また、持参金額と夫の年収は比例するといわれている。つまり、6,000リーヴルの年収のカステルノー家には少なくとも6,000リーヴルの持参金が支払える家系の娘が選ばれ、もたらされた持参金の6,000リーヴルは、娘たち間で（南部の場合）等分されることとなる。例えば11代当主アントワヌの姉妹は3人いたから、それぞれが持参金として2,000リーヴルを受け取ったと思われる。つまり彼女たちは6,000リーヴルの年収の家系出身者なのだが、2,000リーヴルの年収の家系へ下降婚せざるを得なくなるのである。これは、複数いる娘たちの下降婚現象である⁷。娘に6,000リーヴルの持参金が支払える家系は少なくとも6,000リーヴル以上の年収を得ていたといえよう。そうなれば必然、結婚対象となる家系は狭くなる。カステルノー家とバジャック家の婚礼が教会法に抵触しない間隔で繰り返されたのは、それが理由だと思われる。さらに、カステルノー家の長男の妻に、バジャック家よりさらに家格が上のレヴィ家本家から女性が来ないのは、下降婚の許容範囲というものが、貴族間で暗黙裡に了承されていたからではないだろうか。ジャンヌ・ド・バジャックの母親、フランソワーズ・ド・レヴィが1574年にバジャック家へもたらした持参金額を記した史料が残っている⁸。32,500リーヴルというのがその額であった。

16世紀半ばの物価の高騰や代襲相続による財の倍増分を差し引いても、バジヤック家の年収が推定24,000リーヴル⁹の年収のカステルノー家と差があることが分かると同時に、レヴィ家本家の家格をも推し量れる。レヴィ家本家の娘にとって、結婚相手となる家系の下限はバジヤック家であり、カステルノー家では決してないのである。

2. 女性相続人の結婚

では、家系に女性しか残されなくなった場合は、どうなったのだろうか。女性相続人が結婚する場合は、持参金ではなく家系の財すべてが彼女の一身に付随してくることになる。女性相続人の家系側は、彼女が結婚することで、夫の家系へ飲み込まれることを最も警戒していたことは、結婚の契約書内には、相続に関しての細かい条項が定められることから明らかである。カステルノー家の例でも確認したが、南部では公文書による相続人の指定が可能であったことから、とりわけこの地方の女性相続人の結婚契約書からは、お家の断絶を何とか回避しようとする家系の策が明白にみとれる。その内の一つ、カンダル女伯、マルグリト・ド・フォワ＝カンダル（1567－1593）の結婚契約書をみてみよう¹⁰。

マルグリトの出身家系であるフォワ家は、フランスの南西部に筆頭所領を持つ11世紀にまで遡ることのできる名門貴族家系である。15世紀半ばには、最有力の封建諸侯10家の中にも加えられ、伯領であった所領はペイリー（フランス同輩衆領）に承認された。一方のエペルノン公、ジャン・ルイ・ノガレ・ド・ラ・ヴァレット（1554－1642）であるが、彼はアンリ3世の有名な寵臣の一人で、彼の領地がペイリーである公領に承認されたのも国王の厚意からであり、もともとのお出自はガスコーニュの中小の地方貴族であった。つまり国王の寵愛を武器に一代で権力と財力を蓄え、中央宮廷にのし上がってきた人物であったのである¹¹。

彼らの結婚契約書は13項目に分別できる。マルグリトが相続するフォワ家の財は亡き父より受け継いだフォワ＝カンダル領と後見人である叔父より受け継ぐ予定のフォワ＝ビュック領であったことが契約書に明記されている。契約書のうち、相続人となる子供について記載された項目をまとめてみよう。まずもって「長男がフォワとカンダルの名と紋をとり、家系の相続人となること。相続した財は他者に分割することはできないこと」とされた。つまりフォワ＝カンダル家のノガレ・ド・ラ・ヴァレット家代襲の要求である。さらに「父エペルノン公が借財の返済に用意している10万エキュは公から長男へ譲渡される」こと、「両家系に固有の財の用益権も長男が受け継ぐ」ことが約束されている。また、長男が子供を残さず死亡した場合は、女性相続人の「再婚から生じた男子を出生順に応じて相続人とする」とするとされた。新たな代襲

要求である。この場合は、フォワ＝カンダル家のマルグリトの再婚相手の家系への代襲要求となる。また、この結婚から男子が生まれなかった場合は、長女が、長男のときと同じ条件でフォワ＝カンダル家の包括相続人となった。さらに、「包括相続人となった長女が結婚する際には10万エキュを贈与する」こと。「結婚相手は、フォワとカンダルの名と紋を携帯する者とし、人選はエベルノン公が行うが、彼が妻より先に他界していた場合はカンダル女伯がおこなう。二人とも他界していたときは、父方、母方の両家系から最も近い親族4名で行う」とされる。これはまた新たな代襲を要求する条項になる。今度の場合、フォワ＝カンダル家の代襲の要求先は、家系の新たな女性相続人の結婚相手の家系である。さらに「長女が子供を残さずに死亡した場合は次女が上記の条件で相続人となり、次女も欠如した場合は三女と、出生順に基づいた」相続人を指定していく。こうして万全を期して、カンダル女伯はエベルノン公と結婚し、男子3人を得て、夫より先に他界する。ただフォワ＝カンダル家の代襲要求は、契約書どおり完全には実行されていない。家系の相続人となった長男はアンリ・ド・ノガレ・ド・フォワと名乗り、使用した紋は、完全なフォワ＝カンダルの紋ではなく、ノガレ家の紋も組み入れられている¹³。カステルノーの家の例でも確認されたものと同じ現象が起こっているといえよう。

女性相続人側の家系が結婚に際し、夫の家系へ自身の家名と家紋へ完全に変更するよう求める代襲要求は、フォワ家のような名門の家系貴族だけが選択したわけでも、相続人の指定が認められていた南部の貴族だから実践できたというわけではないようである。というのも、北部にあたる、ブルターニュ地方に暮らす中小の地方貴族においても、家系が女性相続人の手に委ねられる可能性があるともみよ、未来の夫の家名と家紋を妻のものへ完全に変更することを条件とする、つまり代襲を要請する結婚契約書が作成されているからである¹³。以上、女性相続人の結婚契約書を見て、まず気づくのは、女性の家系が現在の不安定な状態を安定したものとするために、代襲制を最大限に利用しようとすることである。これは、地域も貴族間の階層にも関係なく、一定の財を有する貴族層に幅広く浸透していた相続の仕方であったといえよう。女性相続人の家系がとる代襲制は、家系の実質的な財と併せて家の名や紋といった象徴的なものをも女性の血のつながった子供に継がせることで、夫の家系の代わりとなろうとする性質をもつ。そのため、夫の家系の代襲を要請する女性相続人の結婚契約書は、フォワ家のように女性側の家系の威信が相手のものより非常に高い場合や、ブルターニュの例を出せば、年収を指標にして約2.5倍の差が認められる場合¹⁴、つまり女性側が男性の家系より、はるかに有力な場合に作成されていることが共通する。代襲を要求するために、女性相続人側は、通常よりも大きな下降婚を実践するのである。

おわりに

貴族の相続には、所領等の不動産や動産、夫婦の共有財といった実質的な財のほか、家名や家紋といった象徴的な財の2種の相続があった。筆者は前者を「実質相続」、後者を「象徴相続」と呼ぶ。家系が女性の手に移されたとき、女性相続人側の家系が固執したのは「象徴相続」のほうであった。「象徴相続」を確保すれば、夫の家系の代襲に成功し、以後も女性側の家系がこれまで通り存続することになるからである。女性の実の子供による継承になることから、生物学的にも血が途絶えたことにならない。つまり家系内に女性しか残されなくなった場合、彼女の結婚によって家系が消滅するのを避けるためには、代襲制を用いるのが、女性相続人の家系側にとっての理想であった。その場合、女性側の家系は非常に大きな下降婚を実践する。通常の貴族相続の場合でも、娘が複数いる場合、彼女たちを結婚させる際には、母親の持参金を分割して使用することから、父親より年収の少ない貴族を夫にもつ、いわゆる娘たちの下降婚現象が生じることは確認されているが、それでもこうした下降婚には暗黙裡の了解のようなものがあったらしく、あまりにも家格に差がみられる女性の下降婚は実践されてはいなかった。ところが、女性相続人の結婚では、そのタブーさえもが取り払われているのである。近世の貴族の結婚に対する見方に、女性側の下降婚は考えにくかったと唱えられる説がある¹⁵。確かに、第二身分と第三身分の結びつきにおいては、そうかもしれないが、同じ貴族間では、女性の下降婚は決して少数の例ではなく、それにも意味があるのである。

〈註〉

- 1 近世貴族の人口動態的問題に関してはミシェル・ナシエの研究、社会流動性の問題に関しては、ドニ・クルーゼやエレヌ・ジェルマ＝ロマンの研究に詳しい。M. Nassiet, *Parenté, noblesse et Etats dynastiques, XVIe-XVIIe siècles*, Paris, 2000; D. Crouzet, «Recherches sur la crise de l'aristocratie en France au XVIe siècle; les dettes de la Maison de Nevers», *Histoire, économie et société*, vol.1, n° 1, 1982, pp.7-50; H. Germa-Romann, *Du «Bel Mourir» au «Bien Mourir», Le sentiment de la mort chez les gentilshommes français (1515-1643)*, Genève, 2001.
- 2 J. Imbert, *Histoire du droit privé*, Paris, 1950, pp.41-45.
- 3 貴族男性の死亡率の高さについての考察は、ナシエの前掲書第2部第4章に詳しい。
- 4 北部の貴族の相続については、慣習法の制約が強いため、家系の意味がみえにくいという理由がある。
- 5 J. Le Laboureur, *Les mémoires de messire Michel de Castelnaud, Seigneur de Mauvissière*, Paris,

- 1659.
- 6 代襲制については、プチジャンの研究が他の追随を許さない。M. Petitjean, *Essai sur l'histoire des substitutions Du IXe au XVIe siècle dans la pratique et la doctrine spécialement en France méridionale*, Dijon, 1975. 同書、483頁の中で著者は、考察対象となったフォレ地方で、貴族層は他のどの階層より代襲制を好んで利用したと述べている。
 - 7 この現象についての考察はナシエ前掲書（143-147頁）に詳しい。
 - 8 Pasquier, *Inventaire historique et généalogique...de la branche Lévis-Mirepoix*, t.3. extrait de M. Nassiet, *op. cit.*, p146.
 - 9 コアラズ家をカステルノー家と同格とみなし、代襲による両家併合で年収が倍増したとした。また、物価の高騰率は、最低とされる2倍で計算した。
 - 10 B.N.F., Fr 17557, f° 137.
 - 11 初代エペルノン公の人と生涯についてはラルカドの研究に詳しい。V. Larcade, «Comment le premier duc d'Epemnon se fit prince d'Aquitaine (1587-1604)», *A la recherche de l'Aquitaine*, Textes réunis par J. Pontet, J.-P. Jourdan, M. Boisson, Bordeaux, 2003, pp.170-204.
 - 12 Père Anselme, *Histoire généalogique et chronologique de la maison royale de France*,..., Paris, t.3, 1728, p.857.
 - 13 例えば1509年に結ばれたジレット・ド・ラ・ウッセとフランソワ・ド・ラ・ムッセの結婚契約書（Archives Départementales d'Ylle-et-Vilaine 23 J 112）や1512年に結ばれたカトリーヌ・ド・ケディヤックとベルトラン・フェレの結婚契約書（Archives Départementales Loire-Atlantique E 3801）がそれに相当する。
 - 14 ラ・ウッセ家の年収は2,000リーヴルであるのに対し、ラ・ムッセ家の年収は870リーヴルであり、ケディヤック家の年収が700リーヴルであるのに対し、フェレ家の年収は280リーヴルであった。M. Nassiet, «Dictionnaire des feudataires des évêchés de Dol et Saint-Malo en 1480», *Bulletin de l'Association bretonne*, 1990, pp.183-203, 1991, pp.265-296, 1992, pp.221-251. より特定。
 - 15 D. Haase-Dubosc, *Ravie et enlevée*, Paris, 1999, pp.21-22.